

○東御市スポーツ推進審議会条例

平成30年6月26日

条例第22号

(設置)

第1条 スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議するため、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定により、東御市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの推進によるまちづくりに関すること。
- (3) その他スポーツの推進のため市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、スポーツの推進に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員会)

第7条 審議会は、専門事項その他会長が必要と認める事項を調査審議させるため、必要に応じて委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(幹事)

第8条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(東御市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 2 東御市特別職の職員の給与に関する条例（平成16年東御市条例第45号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略